

# 名護市市制50周年記念事業実行委員会等運営支援業務委託 公募型プロポーザル実施要項

## 1 目的

本業務は、名護市が平成32年8月1日に市制50周年を迎えるにあたり、その記念事業実行委員会等の運営を目的とする。平成29年11月27日に策定された「名護市市制50周年記念事業基本構想」の基本理念では、市制施行から半世紀という大きな節目にあたり、「これまでの半世紀」と「これからの半世紀」を結ぶ年と位置付け、名護市の関係する多くの市民・団体・企業などと「よってたかって」考え、行動し、お祝いすることを基本としている。

記念事業の実施にあたっては、名護市の過去・現在・未来を見つめ、様々な名護市の魅力を再発見することで市民としての自覚と誇りを高め、その魅力を内外に積極的に発信し、これからの半世紀につなげる最初の一步を踏み出す機会にしたいと考えている。

そのためには、幅広い市民の参画及び全庁的な取組等を通して、より多くの意見を集約することはもちろんのこと、名護市の特性・現状を踏まえた事業の展開が必要であり、豊富な経験と高い専門知識を有し、記念事業実行委員会等を効率的かつ効果的に支援できる事業者を公募型プロポーザルにより選定し、記念事業実行委員会等運営支援業務を委託するものである。

## 2 本業務の概要

### (1) 本業務の名称

名護市市制50周年記念事業実行委員会等運営支援業務委託

### (2) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、選定された受託者の企画提案内容に応じて、名護市と受託者との協議により決定する。

### (3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

3,456,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 スケジュール（予定）

	項 目	日 程
1	プロポーザル実施要項公開	平成30年7月17日（火）
2	実施要項等に関する質問受付	平成30年7月25日（水）
3	実施要項等に関する質問回答 ※市ホームページ上に回答を掲載	平成30年7月27日（金）
4	プロポーザル参加意思表明書提出期限	平成30年8月3日（金）

5	企画提案書、見積書提出受付期限	平成30年8月8日（水）
6	参加資格決定通知書の送付 ※電子メール及び文書にて通知	平成30年8月10日（金）
7	プレゼンテーション審査	平成30年8月15日（水）
8	審査結果の通知 ※電子メール及び文書にて通知	審査後5日以内に通知
9	業務契約締結	協議調整による合意後

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす法人（共同企業体の場合は構成する企業全て）とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な専門的知識及び業務経験を有する者を従事させるとともに、名護市との事務調整、打合せ等が、迅速・適切に行うことができる体制を構築できること。
- (2) 国及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団もしくはその構成員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

#### 5 提案参加申込手続きの受付

##### (1) 応募様式

- ア 参加意思表明書（様式1）
- イ 企画提案応募申請書（様式2）
- ウ 企画提案書（様式3）
- エ 会社概要書（様式4）
- オ 業務実績書（様式5）
- カ 企画提案書類詳細（任意様式）
- キ 実施スケジュール（任意様式）
- ク 本業務に係る実施体制（様式6）
- ケ 見積書（様式7）

- コ 見積書詳細（任意様式）
- サ 質問書（様式8）
- シ 参考資料（必要に応じて）

## 6 提出期限

- (1) 参加意思表明書（様式1）

平成30年8月3日（金）

- (2) 提出期限

上記以外の書類

平成30年8月8日（水）

- (3) 提出方法等

### ア 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期間内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から12時、13時から17時までの間に持参するものとする。）

### イ 提出先

「12 プロポーザル担当課」に提出

## 7 プロポーザルに関する質問、回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

- (1) 質問の受付期限

平成30年7月25日（水）

- (2) 質問方法

質問書（様式8）により、電子メールで提出するものとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。また、送信後は必ず電話連絡を行い、受信確認をすること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとする。

件名：名護市市制50周年記念事業実行委員会等運営支援業務委託プロポーザルについて（会社名）

- (3) 提出先

「12 プロポーザル担当課」に提出

- (4) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、平成30年7月27日（金）までに名護市ホームページ上に公開する。

## 8 審査及び評価

選定委員会において、提出された書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約の最優先候補者を選定する。なお、プレゼンテーション審査及び選定委員会は、非公開とする。

- (1) プレゼンテーション審査

次に掲げる日程等で、プレゼンテーション審査を実施する。ただし、時間、場所に

については、応募件数等を考慮し、その詳細を参加者へ後日連絡する。

ア 開催日

平成30年 8月15日（水）

イ 場 所

名護市役所内を予定

ウ 実施方法

- (ア) プレゼンテーションは、1者当たり30分の持ち時間（提案内容説明20分、質疑応答10分）とする。
- (イ) プレゼンテーションは、実際に業務を担当する者が行うこと。また、参加人数は3人以内とする。
- (ウ) プロジェクター及びスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とする。なお、プレゼンテーション機材（プロジェクター、スクリーン）は、名護市が用意するが、パソコンは各自で準備すること。
- (エ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料配布等は認めない。

(2) 評価

ア オの評価項目及び配点に定める項目ごとに採点を行い、審査委員が採点した点数の平均点（小数第2位を四捨五入）をもって得点とする。

イ 満点は、100点とし、最低基準点を60点とする。

ウ 最低基準点を超えた者のうちから、最も多い得点の高い者を契約の最優先候補者とする。

エ 上記ウにおいて、同点により最優先候補者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会で協議の上、最優先候補者を選定する。

オ 評価項目及び配点は次のとおりとする。

	評価項目	配点
1	会社の概要・実績	5
2	業務実施体制	10
3	実行委員会及び専門部会の構成団体・構成員の提案について	10
4	実行委員会及び専門部会の運営について	35
5	独自提案	20
6	プレゼンテーション能力	10
7	見積金額について	10
	合 計	100

9 契約

- (1) 審査により選定された契約の最優先候補者と委託内容に関する協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。この場合において、最優先候補者との協議が調わなかったときは、次点の者から順に協議を行う。
- (2) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優先候補者とし契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合

合は、再度公募する。

- (3) 事業実施に当たっては、名護市と随時実施内容を協議しながら進めていくものとする。

## 10 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積金額が委託料上限額を超えている場合
- (6) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合
- (7) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (3) 提出されたプロポーザル関係書類は、本プロポーザルのために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合は、名護市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出、差替えは、一切認めない。
- (5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

## 12 プロポーザル担当課

本プロポーザルの担当課は、以下のとおりとする。

〒905-8540

沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市 地域政策部 企画情報課 企画調整係（名護市役所本庁舎東棟2階）

担当：真栄田

TEL：0980-53-1212（内線141） FAX：0980-53-6210

E-mail:kikakujouhou@city.nago.lg.jp